

## 放送メディアと子ども：「送り手」と「受け手」の 共同作業としての情報伝達のために

林田，真心子  
東京大学大学院社会情報学専門分野修士課程

<https://doi.org/10.15017/9023>

---

出版情報：生活体験学習研究. 2, pp.87-92, 2002-07-31. 日本生活体験学習学会  
バージョン：  
権利関係：

## 放送メディアと子ども

—「送り手」と「受け手」の共同作業としての情報伝達のために—

林 田 真心子

### The Television Environment in Japan and Children

Hayashida Mamiko

#### 1. はじめに

産業構造の変化や商業文化の発展により、子どもやおとなをとりまく情報環境は急速に変化している。それはおとなの世界よりもむしろ子どもを取り巻く環境において急激であるといえる。文部科学省が急ピッチで進めている情報教育の体制化によって学校でも気軽に触れられるようになったパソコン、遊びの中心であるテレビゲームはもはや玩具の域を越えたメディアであり、パソコン通信やインターネットなど電子メディア上に構築されるサイバースペース<sup>1</sup>はテレビやラジオとは違った特性をもって新たな空間を生み出している。メディアの世界はますます多様化しつつあるといえるが、そんな中、依然最も影響力のあるメディアといえるのが放送メディア、テレビである。それゆえ、現代社会をとりまく諸問題、少年犯罪の凶悪化や言葉の荒れ、実体験の不足やバーチャル化などへの放送メディアの影響が懸念されており、それらに対する研究や取組みが進められている。とくに、近年は欧米諸国に遅れてではあるが日本でも「メディア・リテラシー」という言葉がようやく使われるようになり、メディアを批判的・主体的に見る学習などが取上げられている。

テレビが出現して以来、「テレビと子ども」という視点にたち、子どもがテレビを見ると何らかの悪影響をうけるのではないかという心配が社会において常になされてきた。それは本を読まなくなる、視力が下がる、暴力的になるなどの悪影響であったが、現在、非常に重要な議論点としてしばしばとりあげられるのが「仮

想現実(バーチャルリアリティー)」の問題である。たとえば、テレビやテレビゲームに一日の多くの時間を費やす子どもは「虚構と現実の区別がつかなくなる」という議論である。情報化社会の進展とともに「情報」が生活を占める割合は増加し、その割合が増えれば増えるほど「現実」が「情報」に置き換えられることが多くなる<sup>2</sup>。それゆえ情報化の度合いと比例して、年齢が下がれば下がるほど子どもの頃の「生活体験」としての「現実」は「情報」に置き換えられている割合は高いといえる。現代を生きる子どもにとって、これまで見たことのないもの・体験したことのないものを、テレビを通して初めて見、体験する割合は情報化とともに高くなっている。しかし、そのテレビを通じた情報は、「テレビ」という媒介を通じた時点でそれは「現実」ではなく、「送り手」や「制作者」の主観、カメラや放送の技術を通じた「作品」にすぎないのである。さらに、近年の放送技術の発達はめざましく、実際に体験したことよりも、メディアが伝えるリアリティーのほうが現実味をおびていると感じることも少なくな<sup>3</sup>。テレビニュースに関していえば、ニール・ポストマン<sup>4</sup>は『何がおこったかではなく、ジャーナリストや特派員と呼ばれる人たちが「リポートする価値がある」と判断したものがニュースとなる』のであり、『何が重要で、何がそうではないか。ニュースの重要性についての明確な判断基準を自分自身で持っていないと、テレビに惑わされるだけ』であると指摘している。これまでの研究や調査においては、テレビの影響は複合的

〈連絡先〉

林田真心子 Mamiko Hayashida magokoroko@mue.biglobe.ne.jp  
東京大学大学院 社会情報学専門分野 修士課程

で必ずしも明確な結果が得られていない<sup>5</sup>のが現状ではあるが、情報環境が急速に変化するメディア社会を生きる現代の子どもや大人にとって、菅谷明子の定義<sup>6</sup>による「メディアの性質や社会的な意味を理解し、メディアが送り出す情報を主体的に読み解くとともに、メディアを使ってコミュニケーションを作り出すなど、メディア社会と積極的に付き合う力」としての「メディア・リテラシー」の取組みは、放送メディアによる「作品」としての「虚構」と「現実」との違いをしっかりと認識するためにも非常に期待されている。

しかしながら、ここで注目したいのは、現在、日本における「放送メディアと子ども」に関する研究や取組みの多くは、「メディア・リテラシー」の研究をはじめ、情報が「受け手」にどのような影響を及ぼすのか、情報をどのように受け止めるか、また情報をいかに利用し活用していくかという情報の「受け手」の視点にたった議論が主流であることである。ここで、「放送メディアと子ども」という視点にたった研究についての筆者の現状理解と問題意識を箇条書きでまとめる。

「放送メディアと子ども」に関する現在の研究の方向

- ・放送メディアの影響を探るもの
- ・情報教育・メディア学習（メディア・リテラシーなど）に関するもの
- ・メディアの利用と満足・子どもの態度に関するもの

疑問点

- ・情報の「受け手」の視点にたったものが多いこと
- ・なぜ、情報の「送り手」の視点に立つ研究が少ないのか
- ・「放送メディア」の影響に関する研究はその効果やプラスの影響よりも「放送メディアがどんな悪影響を及ぼすか」という視点にたったものが多いこと

テレビの情報伝達は「送り手」のものでも「受け手」のためだけのものでもなく双方の「共同作業」<sup>7</sup>である。メディアの情報伝達は「送り手」と「受け手」との間に「主観」や「認知」など人間的なものに限らず、カメラなどの放送機材といった機械的なものなどさまざまなものの媒介する作業であるがゆえに、双方の、社会の信頼関係の上に成り立つ「共同作業」であり、「送

り手」と「受け手」双方の歩み寄りとメディアの情報伝達能力を過信しない謙虚さが必要であるといえる。それゆえ、その影響や可能性を探るためには、まさに双方向からの研究と取組みが必要であり、特に「送り手」の立場に立った研究の必要性は、筆者自身が約6年間のテレビ局報道部での経験を通して実感した課題でもある。

昭和39年の東京オリンピックのときにはテレビの普及率が90%を超えていたことを考えると、現代社会を生きる若者、乳幼児・学童の子育ての中心を担う世代は皆、物心がついたときは一家に1台のテレビが当たり前であり、生活の中に何の違和感もなくテレビが存在していたといえる。かくいう筆者自身もその1人であり、テレビから流れる情報に対し何の知識や疑問をもたないまま接してきた。それが、現在の筆者自身の生活や人生に大きな影響を与えている。その「あたりまえ」の情報に何らかの疑問や不安を抱くようになったのは、奇しくも自分自身がそのテレビの仕事に携り、情報の「送り手」になってからだった。それはメディアに携る人の多くが感じることのような<sup>8</sup>が、自らが情報の「送り手」の立場に立ち初めて、それを「受け」とめた視聴者から返ってきた自分の意図とは全く違う反応、制作者は時間や技術・商業的な制約とたえず対峙していることを目の当たりにした。そして放送メディアの情報伝達の難しさを実感すると同時に、その情報が「現実」ではないことへの不安と、「現実」ではありえないからこそ、そこに放送メディアの使命があり、やりがいと面白さがあるということを感じた。しかし最も重要な課題は、「送り手」にかかる制約と現代社会の情報伝達の限界をたとえ多くの「送り手」が感じ疑問や不安を抱いたとしても、その発見を活かし、かつ「送り手」になってはじめて感じるというその現状を改良する学習の場・機会が現代の日本社会において少ないということである。

そこで、本稿では、筆者自身の情報の「送り手」としての経験をふまえながら、情報伝達はメディア社会においてあらゆる危険性と可能性を秘めたものであり、そして「受け手」と「送り手」の「共同作業」であるという立場から、双方、とりわけ「送り手」が向き合うべき課題について述べたい。

## 2. 「職業人」としての「送り手」の課題

「放送メディアと子ども」という視点にたったとき、放送メディアに求められるのは「質 (quality)」の高さであるといえる。なぜ、「質」の高さが求められるかといえば、それはテレビには「公共性」という特徴があるからだ。「公共性」はジャーナリズムの課題を探る上で非常に重要なキーワードであり、また、市民の要求・趣味・指向・価値観が多様であるがゆえに定義するのは非常に難しいが、理解の助けとなるであろうデニス・マクウェルの言葉を引用すると、「メディアの規範的枠組みの提案の基礎をなしているのは、メディアが意図的にせよ偶然にせよ、『公共性』または『一般の福祉』に奉仕しているのだという基本的な前提である。これはマスメディアが、他のビジネスやサービス業と違い、その実践において、特に文化的、政治的生活において、社会のより広い利益のため、必要不可欠な役割をはたしていることを意味している」と「公共性」について触れている<sup>9</sup>。放送メディアは公共の電波を伝達手段としている限り、「公共性」と向い合うことは当然の責務であり使命といえる。しかし、現在の日本のテレビ界には、その「公共性」の高さと場合によっては対抗しかねない制度的組織的特徴がある。第一に、日本の放送メディアの多くは株式会社であり収入のほとんどをスポンサーからのものに頼っているため、ときにはスポンサーの趣味や意見が番組に反映されるほど番組制作に市場原理が働いていることがある。原寿雄は「日本のマスメディアはそれなりの利益追求努力なしに経営は成り立たないから、ニュース戦争、視聴率競争をはじめ、広告獲得、販売拡張の戦いも激しい。勢い商業性が重視されて言論・報道活動に影を落とす」<sup>10</sup>と述べているように、日本の放送メディアにおいて「公共性」はつねに「商業性」と対峙しているのである。第二に政府による免許制度に保護されているという点がある。アメリカにおける FCC (連邦通信委員会) をはじめフランスやカナダでは第三者的な独立行政機関が免許権限をもっているのに対し、日本は郵政大臣がその権限をもっている。岡村黎明<sup>11</sup>によると「単純な電波有限論による免許ではなく、行政当局によって策定された置局計画によって、技術的にばかりでなく、社会的・経済的に検討された免許によって二重・三重に保護されている。(中略)今日まで日本では放送

局がつぶれたという話をきかないのには、このような背景があるわけ」である。そのような状況が多チャンネル時代にいつまで続くかは疑問であるが、問題はその免許制度が現在、放送事業にどのような効果をもたらしているかということである。放送法第一条(目的)による放送の不偏不党・真実・自律の保障によって表現の自由が確保されているであろうか。原寿雄<sup>12</sup>が90年代初頭の「やらせ」の続発について、「事件が起きると放送局側は、トップの謝罪・引責辞任と局内の管理強化で自粛の意を表明するのが慣例だが、その顔は視聴者・社会にはではなく、いつも郵政省や自民党にむいている」など指摘している点は非常に気になるところである。

このような制度的な特徴や、「生活時間」変化しているにもかかわらず放送開始以来大きな変化がみられない編成などを総称して「テレビ50年体制」と呼ぶことがある。放送メディアはビジネスであり、商業性や組織的課題を全てクリアにすることは不可能であるが、その課題に打ち勝ち「公共性」を守るのは、「送り手」の「職業人としての主体性」であると筆者は考えている。「メディアの性質や社会的な意味を理解」し、企業や組織の枠組みを越えた一人のジャーナリストとしての倫理基準をもち、主体的に情報を「送る」ことである。

## 3. 「送り手」の教育

主体となっはじめて、その対象の特性や課題を実感するということは、放送メディアの世界に限らずあらゆる職業や分野に共通にいえることでもある。しかし、放送メディアに従事する人にとって、主体=情報の「送り手」となっはじめて放送メディアの情報伝達の特性や課題を認識するという現状は、1つに日本においてジャーナリスト教育が充実していないということに要因があると考えられる。花田達朗<sup>13</sup>は日本におけるジャーナリスト教育の課題として次の4つを挙げている。

一日本に制度化されたジャーナリスト教育は存在しないといってよい。

一個々のメディアの企業によって OJT (オン・ザ・ジョブ・トレーニング) として、社員教育としてのみ行

われている。

一そのOJTに関しても教育内容について企業を越えたスタンダードは存在しない。

一多くの大学にマス・コミュニケーションやジャーナリズムに関する学部や学科は存在するけれども、ジャーナリストのプロフェッショナル教育という局面で大学とメディア産業の間に連携は見られない。

プロフェッショナルスクールとしての「スクール・オブ・ジャーナリズム」が多くのジャーナリストを輩出しているアメリカや1970年代から大学にジャーナリスト教育が導入されているドイツ<sup>14</sup>に比べ、日本におけるジャーナリスト教育は確立されていない。多くの大学がジャーナリズムやマス・コミュニケーションに関する学部や学科をもっているものの、それらがジャーナリズム実践の場にかされる機会が少ないのが現状であり、その規模や内容には今後さらなる検討と課題が求められているのは明らかである。参考までに筆者の経験に触れるなら、筆者は報道部所属であったが「アナウンサー」という専門職採用であったため、入社前・後におけるアナウンサーとしてのスキルアップ訓練、入社後のアナウンサー職と報道部の任務に関するOJT以外には、専門的な学習といえば個人的に放送メディアやジャーナリズムに関する文献に触れた程度で、大学学部においては2単位の「マス・コミュニケーション論」の授業を選択しただけである。

ジャーナリスト教育の問題は日本におけるプロフェッショナルスクールや職業教育の問題であるともいえるが、ジャーナリズム、とりわけ放送メディアに関していえば、その影響力や社会的役割からみて職業人となる前における教育や学習は非常に重要で求められるべきであり、それが後に実践の場における「主体性」つながるものと考えられる。

先にも触れたが、放送メディアの影響は複合的で現段階では必ずしもはっきりとした結果が導き出されているとはいえない。しかし、プラスであれマイナスであれ社会に対し多大な影響力をもっているのは誰もがうなずくところである。どの職業にも共通ではあるがひとたび職業人となり、情報の「送り手」となってしまうと、組織的、商業的な課題などさまざまな荷物と制約を背負ってしまい放送メディアを客観的にみるの

には非常に努力が必要な作業となる。それが情報の「送り手の」客観的視点や「公共性」「主体性」の概念の欠如を招く一因となるとも考えられる。それゆえ、その前に客観的な目でジャーナリズムや放送メディアをとらえたうえで、主体となることは「送り手」が「メディアの性質や社会的な意味を理解」する上で、非常に重要であるといえる。

#### 4. 子どもとメディア規制

最後に、「放送メディアと子ども」に関する現代的課題として「メディア規制」の問題がある。1990年代後半の少年犯罪の凶悪化問題などから日本においては何らかの規制が必要だという議論が高まり、2002年春には「青少年有害社会環境対策基本法案」が国会に提出される見通しである。さらに「個人情報保護法案」や人権救済のための国家機関の設置の検討、また子どもを暴力的シーンなどから守るためにVチップを導入することについてもアメリカに倣って議論されたが、いずれも、表現の自由という観点からすると議論されるべき課題を多く含んでいるといえる。

アメリカでは1990年10月「1990年子供のテレビジョン法」が成立した。これは「子供向けのテレビジョン番組の間に放送される広告の時間に対して量的な制限を加え、子供である視聴者の教育面でのニーズを充足する番組を増やすための規則を制定する権限をFCCに与えるものである<sup>15</sup>。」が、山口いつ子によると「まさしく『内容にもとづく規制』と呼ぶべきものであり、アメリカ合衆国連邦憲法第一修正との整合性という点で議論されるべきいくつかの問題を含んでいる。」とし、その議論において「放送事業者が子どもに対して特別な責任を置く理由として指摘されているのは、子供が未成熟であり、また、子供には特殊なニーズがあること」、「『子供とテレビ』という領域が表現の自由論のなかでも特殊な取り扱いを受けてきていること」を指摘している。

子どもは大人に比べて、テレビの情報を受け取るには十分な知識や身体的な発達レベルをもっておらず洗練されていない点はアメリカも日本も同じであり、「送り手」は「子ども」に対し特別な責任があるといえる。しかしそれを規制のみで処理してしまうのは非常に危険である。メディア規制は「表現の自由」や「知る権

利」「受け手の情報選択の自由」を阻む可能性をもっているからである<sup>16</sup>。これら規制にメディアは対抗し、第三者機関として「放送と人権に権利に関する委員会」や「青少年委員会」の設置など自律・自主チェック機能の組織化にとりくんでいる。

## 5. おわりに

いま、メディア環境は日々刻々と変化しつづけている。テレビにおいてもBS・CS・CATVなどによる多チャンネル化、インターネットのコンテンツとしての映像の活用などにより映像メディアの可能性は広がり、またメディア・リテラシーの取組みや携帯電話による映像の配信など新しいメディアの誕生により市民がメディアの「送り手」になるチャンスも登場し、「送り手」と「受け手」の境界も徐々に曖昧になりつつある。視聴率による価値判断、時間枠…テレビに関するすべてのものがいま、見直しを迫られているといっても過言ではない。テレビや新聞などの一部があまりに大きな力をもちすぎた現状に対し、これから小さなメディアが新しい風を起こし、既存のメディアの固まってしまった価値観や課題・疑問を溶かしてくれるのではないかという期待もある。そしてその中心的役割を担うのは今の子どもたちである。放送メディアの「送り手」はそのリーダーシップをとるべき「職業人」として、「主体性」をもちプロフェッショナルとしての自覚と誇りをもって、メディア社会と向き合っていく必要があると考える。

ピューリッツァーはビジネスとプロフェッションは違うものだと主張し、ジャーナリズムがパブリックインテレストにとって重要な職業としてコミュニティから尊重される、「the learned professional (習得されたプロフェッション)」というランクに高められるような運動が開始されることを望む、と述べている<sup>17</sup>。しかし残念ながら、現代社会においてメディアに対する市民の信頼は高いとはいえ、逆に市民がメディアをきちんと選択し、向き合っているかというメディアの市民に対する信頼も高くない。

放送メディアはこれまであらゆる可能性をもって社会に存在してきた。テレビの文化の指標からみれば、いまの親世代はテレビ文化の「子世代」であり、子どもは「孫世代」である。世代によって放送メディアの

可能性は全く違っており、現代は単なる娯楽や情報伝達としてだけでなく、「子守り」に利用できる時代である。メディアが心を癒してくれる場合もある。それが良いか悪いかといえば、どんなよい機械でも薬でも、使い方や処方箋をあやまれば、がらくたにもなり、逆に災害や病気をまきおこすこともあるということになる。そういう意味でこれまで、放送メディアを社会は有効に利用してきたといえるだろうか。その「孫世代」が親になるとき、まったく違った可能性をもってメディアは社会に存在するであろう。その近い将来のために、放送メディアの「送り手」と「受け手」の双方がメディアを判断し活用し、メディア社会に生きるための能力を習得すべきである。そして信頼のうえになりつつ「共同作業」が展開される日がくることを期待したい。

## 引用文献

- 1 サイバースペース」ということばは、W.ギブソンのSF小説『ニューロマンサー』（1987年）の中で最初に使われたもので、脳と電子ネットワークが連結してつくられる新しい電子的空間の世界を意味している。児島和人・橋元良明編著『変わるメディアと社会生活』（1996年 ミネルヴァ書房）に詳しい。
- 2 上記1に詳しい。
- 3 菅谷明子著『メディア・リテラシー』（2000年 岩波新書）
- 4 ニール・ポストマン著「ニュース公害から身を守る法」『TV ニュース七つの大罪』（1995年 クレスト社）
- 5 生田孝至は「メディアに対する子どもの態度」（『教育学研究』第68巻 2001年）において、1972年のアメリカ公衆衛生局がまとめた【テレビジョンと社会行動】研究について「暴力番組」の視聴は子どもの暴力的行為を促進することを10年の間隔による因果推論で説明していることに触れ、その上で「他の領域ではテレビの影響は複合的で必ずしも明確な結論が得られていない」と述べている。
- 6 菅谷明子著「メディア・リテラシー」『新マスコミ学がわかる』（2001年 朝日新聞社）
- 7 原寿雄は著書『ジャーナリズムの思想』（1997年 岩波新書）において「読者・視聴者も単なる受け手

- としてではなく、ジャーナリズムを社会の共同作品として考える視点に立つべきだろう。」と述べている。
- 8 上記3においても菅谷明子は「ニュースは現実をつたえるもの……。長い間、私はそう信じてきた。(中略)ところが自分で記事を書くようになると、それはとんでもない間違いだということに気がついた」と述べている。
- 9 デニス・マクウェル「公共性の観点からみたマスメディア」門奈直樹著『ジャーナリズムの科学』(2001年 有斐閣選書)
- 10 原寿雄著『ジャーナリズムの思想』(1997年 岩波新書)
- 11 岡村黎明著「ネットワークとしてのテレビ」『テレビの明日』(1993年 岩波新書)
- 12 上記10に同じ。
- 13 花田達朗「諸外国におけるジャーナリスト教育の経験と日本の課題」『東京大学社会情報研究所紀要 No.58』
- 14 上記9に詳しい。
- 15 山口いつ子『「子どもとテレビ」にみる表現の自由論』[東京大学社会情報研究所紀要 No.49(1995年)]
- 16 また、メディア規制に関しては、桂敬一が「メディア規制の背景」『メディア規制にどう対抗するか』[世界 2001年10月号]において「市民は、メディアと政府のどちらを信頼するのか、大きな揺らぎの中にある。その中で、政府は、(中略)国権の強大化を図り、その権限でメディア規制も強め、市民に、人権は政府が守ってあげる、とする姿勢をみせている。」と述べているなど、政権の側の動機や背景についても議論されている。
- 17 同上。

